

本市中学校における重大事態の調査結果と再発防止の取組みについて

平成28年9月に市内で発生した、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定された重大事態に該当する事案について、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は平成28年11月18日に「加古川市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を組織し、事実関係を明確にするための諮問を行い、対策委員会を中心とした調査を行ってまいりました。

今般、調査結果がまとまり、対策委員会から教育委員会に答申及び調査報告が行われました。教育委員会として調査報告書の内容を真摯に受け止め、特に再発防止策に係る提言については確実に実施していくことといたしました。

ここに、調査結果と再発防止の取組みについて報告いたします。なお、調査報告書については、今後、加古川市ホームページ等で公表することとしておりますが、関係当事者の心情及び関係当事者への影響を考慮し、事案の事実経過に係る部分を削除して公開することとします。

第1 調査の概要

1 経過

平成28年9月、本市中学2年生女子生徒（以下「当該生徒」という。）が自死により亡くなるという痛ましく悲しい事案（以下「当該事案」という。）が発生した。教育委員会は、当該事案を法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」に該当するものと考え、調査を開始した。調査開始当初より、独自の調査には限界があると考え、第三者委員会に客観的な調査を依頼することとし、当該生徒のご家族のご了解を得て、同年11月30日に対策委員会を立ち上げ、調査を行ってきた。

対策委員会は同年12月23日の第1回対策委員会会議に始まり、答申が行われた平成29年12月2日の第36回対策委員会会議まで、19回の会議と27回の調査を重ね、調査報告書をまとめた。

教育委員会は対策委員会からの答申を受けた後、当該生徒のご家族に調査報告書（写し）をお渡しし、話し合いの場を持った。また、臨時教育委員会での審議（12月4日）、市長への調査結果の報告（12月5日）を経て、当該中学校での保護者への説明会（12月22日）を開催した。

2 調査

(1) 対策委員会の設置

教育委員会は、平成28年11月18日に加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）を専決処分により改正するとともに、加古川市いじめ問題対策委員会規則（平成28年加古川市教育委員会規則第9号、以下「規則」という。）を定め、対策委員会による調査・検証を進めることを決定し、同日、記者会見を行った。

その後、教育委員会は対策委員会の委員の人選を進め、以下の5名を委員として決定し、依頼を行った。

(敬称略、氏名50音順)

金網 知征	甲子園大学心理学部現代応用心理学科准教授
曾我 智史	弁護士 尼崎駅前法律事務所
三木 一子	社会福祉士 芦屋市スクールソーシャルワーカー
吉田 圭吾	臨床心理士 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
渡邊 敦司	児童精神科医師 兵庫県立ひょうごこころの医療センター

そして、5名から委員就任の承諾を受け、12月23日に第1回対策委員会会議を開催し、正式に委嘱状を交付するとともに、規則第5条に基づき、互選により吉田圭吾が委員長に選出された。

また、対策委員会は、多くの聴き取り面談をこなし、聴取記録を残していくためには、対策委員会の委員である弁護士1名では足りないと考え、以下の2名の弁護士を調査補助員として選任し、書類の整理、聴き取り調査への同席及び記録聴取の取りまとめを依頼した。

(敬称略、順不同)

調査補助員	藤田 翔一	弁護士	S I N法律労務事務所
調査補助員	清田 美夏	弁護士	神戸あじさい法律事務所

(2) 対策委員会の役割

規則第2条の規定により、対策委員会の所掌事務は「教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う」こととされており、同条の規定に基づいて、教育委員会は対策委員会に対し、「当該事案における自死といじめの関連や、自死に至るまでの事実関係を調査いただいた上、その結果について答申いただく」よう諮問を行った。

この諮問に基づき、対策委員会は、

- ア 第三者という立場で「公平」、「中立」の視点で、先入観なく事実調査に徹する
- イ ご遺族の意思や想いを徹底的に大切に、ご遺族と丁寧な意見交換を常に行う
- ウ 亡くなった生徒の死を悼み、手を合わせる気持ちで調査を行う
- エ 加害者とされるいじめる側の役割を担った生徒の観点をしっかりと受け止める

という4つの観点を委員相互に確認した上で、調査及び議論を進め、調査報告書をまとめるという役割を担った。

(3) 対策委員会の開催経過

対策委員会は、平成28年12月23日第1回会議以降、以下の日程で会議等を重ねた。

回数	種別	開催日	内容
第1回	会議(1)	平成28年 12月23日(水)	委嘱状の交付、教育委員会からの諮問、委員長選出
第2回	会議(2) 調査(1)	平成29年 1月14日(土)	京都精華大学 住友教授によるレクチャー 今後の調査、協議内容検討
第3回	会議(3)	2月3日(金)	調査方法についての協議、 今後の会議の日程調整
第4回	調査(2)	2月4日(土)	聴取調査
第5回	会議(4)	2月18日(土)	調査方法について協議
第6回	会議(5) 調査(3)	3月4日(土)	聴取調査方法の検討 聴取調査
第7回	調査(4)	3月18日(土)	聴取調査

回数	種別	開催日	内容
第8回	調査(5)	3月20日(月)	聴取調査
第9回	会議(6) 調査(6)	3月25日(土)	視察、聴取調査方法の検討 聴取調査
第10回	調査(7)	4月1日(土)	聴取調査
第11回	調査(8)	4月2日(日)	聴取調査
第12回	調査(9)	4月4日(火)	聴取調査
第13回	会議(7) 調査(10)	4月15日(土)	聴取内容の協議 聴取調査
第14回	調査(11)	4月22日(土)	聴取調査
第15回	会議(8) 調査(12)	5月13日(土)	聴取内容の協議 聴取調査
第16回	調査(13)	5月20日(土)	聴取調査
第17回	調査(14)	5月27日(土)	聴取調査
第18回	会議(9) 調査(14)	6月3日(土)	聴取内容の協議 聴取調査
第19回	調査(16)	6月11日(日)	聴取調査
第20回	会議(10) 調査(17)	6月17日(土)	調査結果の協議 聴取調査
第21回	調査(18)	平成29年 6月24日(土)	聴取調査
第22回	調査(19)	7月1日(土)	聴取調査
第23回	会議(11) 調査(20)	7月8日(土)	聴取内容の協議 聴取調査
第24回	会議(12) 調査(21)	7月22日(土)	聴取内容の協議 聴取調査
第25回	調査(22)	8月5日(土)	聴取調査
第26回	会議(13)	8月19日(土)	調査報告書に係る協議
第27回	調査(23)	9月2日(土)	聴取調査
第28回	会議(14)	9月16日(土)	調査報告書に係る協議

回数	種別	開催日	内容
第29回	会議(15)	9月30日(土)	調査報告書に係る協議
第30回	調査(24)	10月1日(日)	聴取調査
第31回	会議(16) 調査(25)	10月21日(土)	調査報告書に係る協議 聴取調査
第32回	調査(26)	11月11日(土)	聴取調査
第33回	会議(17)	11月12日(日)	調査報告書に係る協議
第34回	調査(27)	11月25日(日)	聴取調査
第35回	会議(18)	12月1日(金)	保護者説明会
第36回	会議(19)	12月2日(土)	答申、調査報告書内容の説明

第2 調査報告書の概要

1 いじめ調査といじめの認定

(1) 当該事案に係る事実及びいじめの認定

ア 本件では、いじめにより、当該生徒が自死に至ったものと認定する。

イ いじめの内容は、クラスメイトや部活動での、無視・仲間はずれ・からかい(当該生徒にとって呼ばれたくないあだ名で呼ぶなど)であった。

ウ 中学1年の2学期に、部活動で一緒にいじめられていた生徒の保護者がいじめを訴えたが、学校はいじめではなくトラブルと判断したため、訴えた側である当該生徒は無力感を感じ、一度収まっていたいじめもほどなく復活した。

エ 最もいじめがひどく行われた時期は、中学1年の3学期のころであった。この頃当該生徒は、クラス内で「うるさい」「元気」な生徒から、からかいのターゲットにされ、クラス内で孤立化し、クラスメイトのほとんどが当該生徒に手を差し伸べなかった。このため当該生徒は、強い無力感を体験し、この頃に強い希死念慮を抱いた。

オ 中学2年以降もクラス内や部活動での無視やからかいは続いた。当該生徒は、

中学1年の3学期に強い無力感を経験していたことから、中学2年以降も継続するいじめに対して、強い心身の苦痛を感じた。

カ 当該生徒は、中2の6月に、学校生活アンケートにおいて、いじめられている旨の回答をしていた。しかし学校は、これに対して何ら対応もしなかった。このときに学校が対応していれば、当該生徒は、無力感から脱することができ、自死行為をせずにすんだと考えるのが合理的である。

キ 以上のような事実経過を経て、当該生徒は、中学2年の9月(平成28年9月)に自死により亡くなった。

2 学校及び教育委員会の問題

(1) 当該事案発生に係る問題点

- ア いじめに対する学校の気づきの問題
- イ いじめの定義の適切な理解・認識と共有の問題
- ウ 教職員間の情報伝達と共有の問題
- エ 組織としての認知と対応の問題

(2) 関係教職員の気づきの問題点

- ア 個々の教職員が法に基づいた適切な「いじめ」の理解と認識ができていなかったこと
- イ 適切な「いじめ」の理解と認識が全教職員間で共有できていなかったこと
- ウ いじめ事案をはじめとする学校内の生徒指導上の諸問題に関する教職員間の情報の伝達と共有が十分なされていなかったこと
- エ 生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会)を中心とした「組織」によるいじめの認知と対応がなされなかったこと

(3) 当該事案発生後の対応に係る問題点

- ア 遺族の心情を害する発言を慎むこと
- イ 自死事態の後の学校によるいじめアンケート調査及び生徒面談、保護者面談、教員面談を積極的に実施すること

- ウ 遺族に十分に寄り添い、自死遺族としての遺族のケアに努めること
- エ 学校や教員への訴訟を避ける態度は慎むこと
- オ 遺族の知る権利を保障するいじめの事実の検証と再発防止策の策定を徹底すること
- カ いじめている側がいじめを受け止め立ち直る機会を確保すること
- キ いじめの事実の検証や再発防止案の策定をなおざりにしないこと
- ク 教員がいじめや生徒の自死と向き合い、いじめについて教員同士で話し合い、いじめ調査を進めていく態度を持つこと
- ケ 学校や市教育委員会によるグリーフケアや自死遺族相談の研修の実施

3 対策委員会からの提言

(1) 提言

- ア いじめをキャッチし、いじめ認知件数を増やすために教員の意識改革が必要であること
- イ 教師は、「スクールカースト」という示唆的な概念を理解した上でクラス運営に当たるべきこと
- ウ 学校生活アンケート（アセス）の有用性を活かし、アセス結果からいじめを認知できたら、スクールカウンセラーなど複数の専門家が協働して問題解決するようなシステムづくりとそのためのケース会議を持つべきこと
- エ いじめを発見したら、いじめられる側を速やかにスクールカウンセラーにつなぐこと
- オ スクールソーシャルワーカーを活用して、学校内での情報共有化や役割分担・連携等の構築をし、いじめに対する認識を一致させて、子どものSOSをキャッチできる組織づくりをし、学校をプラットフォーム化すること
- カ いじめている側の生徒に対する指導のみならず、「観衆」や「傍観者」の立場にあった生徒に対する指導も実施すべきであり、その指導の際には、教育相談の視点を入れて指導すべきこと
- キ 生徒の自死予防や自死の危機が起きたときのための体制づくりをし、自死の危険がある子どもの心理状態の理解や「TALKの原則」（Tell・Ask・Listen・

- Keep safe)に留意すること
- ク いじめの理解と認識の共有を関係教職員全員が有するのみならず、生徒や保護者も含めてこれらを共有し、組織によるいじめの認知と対応を実践していくべきこと
- ケ いじめの早期発見のための基本を再確認し、早期対応を実践していくことにより、児童生徒からの相談行動を促すこと

(2) 提言を確実に実施していくための方策

- ア 教育委員会は、全市的な「改善基本5ヵ年計画」を策定すること
- イ 小・中学校は、5ヵ年計画に従い「いじめ防止・早期発見・早期対応のための改善プログラム」を策定し、5年間にわたり実践すること
- ウ 教育委員会は、当該事案に関わる校長以下、関係職員に、再発防止に向けた意識付けを行うこと。
- エ いじめた側の生徒・観衆・傍観者などの関係生徒に対する指導を行い、その際、事前に遺族に指導方針を説明し、事後に成果を報告すること
- オ 加古川市は、ア～エが履行されているかをチェックする第三者機関を設置し、指導・勧告の権限を付与すること
- カ 遺族に、ア及びイの取組み状況を、一年に一回報告すること

第3 教育委員会の責務

教育委員会は、当該事案発生後、学校支援カウンセラーの設置、自殺予防リーフレットの全児童生徒への配布、いじめ調査の実施など、既にいくつかの再発防止策に取り組んできました。今後も、当該生徒の命を懸けた訴えに正面から向き合うとともに、対策委員会の提言を真摯に受け止め、必ず実行し、二度とこのような悲劇を繰り返さないよう、再発防止に向けた取組みを全力で行ってまいります。